

箕面市デスポーザ排水処理システムの設置及び公  
共下水道への接続に係る事務取扱要綱

(平成二十五年四月一日公営企業訓令第五号)

改正 平成二十八年七月一日公営企業訓令第二号

改正 令和二年十二月二十五日公営企業訓令第四号

(目的)

第一条 この要綱は、デスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及び公共下水道への接続に係る排水設備工事計画確認申請の手續の基準を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 システム 生ごみを粉砕し、排水処理槽で処理し、排水を公共下水道へ排除する機器の総体であつて、次の要件のいずれかを満たすものをいう。
- イ 公益社団法人日本下水道協会が定めるデスポーザ排水処理システム性能基準（案）に定める評価機関が適合評価をしたもの。
- ロ 建築基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百号）による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十八条の規定により建設大臣の認定を受けたもの。
- 二 申請者 システムについて、箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定により確認の申請を行う者をいう。

(申請の手續)

第三条 システムを設置し、公共下水道への接続を行おうとする者は、箕面市下水道条例施行規程（平成二十五年箕面市公営企業管理規程第二十七号）第三条第一項の排水設備工事計画確認申請書及び同条第二項第一号から第四号までに規定する書類を提出するとともに、別表に規定する書類を提出しなければならない。

（確認の手続）

第四条 上下水道企業管理者（以下「管理者」という。）は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、次に掲げる事項について審査の上、条例第六条第一項の確認を行い、申請者に通知しなければならない。

- 一 システムが第二条第一号の要件を満たすものであること。
- 二 定期点検、排水処理槽からの汚泥の引き抜き等の維持管理が適切に行われることが認められ、その旨を確認できる書類が整備されていること。

（検査）

第五条 申請者は、システムを設置したときは、条例第七条第一項の規定により、システムを設置した日から五日以内に管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

（所有者又は借受人に対する指導）

第六条 管理者は、システムを有する建築物の所有者又はシステムを有する建築物を借り受けた者（以下「借受人」という。）に対して、次に掲げる事項を指導するものとする。

- 一 管理者が確認したシステムの維持管理に関する計画に基づき、システムの維持管理を適切に行うこと。
- 二 システムの構造について熟知し、専門的な知識及び高度の術力をもつて事業を営む者（以下「専門の維持管理業者」という。）と維持管

理業務委託契約を締結すること。

三 前号の契約による保守点検に関する記録等の維持管理に関する資料を三年間保存すること。

(貸付け又は譲渡の指導)

第七条 管理者は、システムを有する建築物の所有者に対して、次に掲げる事項を指導するものとする。

一 システムを有する建築物を貸し付けるときは、借受人と協議して、所有者又は借受人のいずれかがシステムの維持管理を行うこと。

二 システムを有する建築物を譲渡するときは、当該建築物を譲り受ける者(以下「譲受人」という。)に対して、譲受人がシステムの維持管理を行うことを説明し、その理解を得るよう努力すること

(メーカー又は販売店に対する指導)

第八条 管理者は、メーカー又は販売店に対して、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を指導するものとする。

一 システムの販売に当たり、申請者、譲受人又は借受人に対して、システムの維持管理について専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

二 システムの販売に当たり、申請者、譲受人又は借受人に対して、管理者が行うシステムの維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、システムの設置及び公共下水道への接続に係る申請の手続の基準並びにシステムの適切な使用及び維持管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成二十五年公営企業訓令第五号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、廃止前の箕面市ディスプレイポータブル排水処理システムの設置及び公共下水道への接続に係る事務取扱要綱（平成二十一年箕面市上下水道局訓令第五号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成二十八年公営企業訓令第二号）

この要綱は公布の日から施行する。

附 則（令和二年公営企業訓令第四号）

この要綱は令和三年一月一日から施行する。

別表（第三条関係）

一 一般事項に関する書類	排水設備設計図		
	排水処理槽		
二 仕様書	排水量の算定根拠		
	維持管理の体制		
三 維持管理計画に関する書類	排水槽で処理された排水の水質基準		
	点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び点検頻度		
四 その他	維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託確認書		
	維持管理に関する承継確認書		

備考

一 維持管理業務委託確認書とは、次の要件のいずれにも該当する書類をいう。

イ 申請の際にシステムを有する建築物の譲受人が確定していない場合であつて、後に譲受人が確定したときに、改めて維持管理業務委託契約書（写）を提出することを申請者が管理者に確約する旨が記載されていること。

ロ 申請の際にシステムを有する建築物の借受人が確定していない場合であつて、後に借受人が確定したときに、申請者と借受人が協議して、申請者又は借受人のいずれかが維持管理業務委託契約を締結し、申請者が維持管理業務委託契約書（写）を提出することを管理者に確約する旨が記載されていること。

二 維持管理に関する承継確認書とは、次の要件のいずれにも該当する書類をいう。

イ システムを有する建築物を譲渡するときに、申請者が譲受人に対して、譲受人がシステムの維持管理を行うことを説明し、その理解を得るよう努力することを管理者に確約する旨が記載されていること。

ロ システムを有する建築物を貸し付けるときに、申請者が借受人と協議して、申請者又は借受人のいずれかがシステムの維持管理を行うことを申請者が管理者に確約する旨が記載されていること。